

# せたな町空家等対策計画

平成29年3月  
せたな町

# 目 次

## 第 1 章 計画策定の目的と位置付け

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画の対象地区

## 第 2 章 空家等の現状と課題

- 1 空家等の現状
- 2 空家等の調査
- 3 空家等の課題

## 第 3 章 空家等の対策に係る具体の取組み

- 1 空家等の発生抑制
- 2 空家等の有効活用の促進
- 3 管理不全な空家等の防止・解消
- 4 実施体制及び連携の強化

## 第 4 章 達成目標

### ■資料

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要
- 2 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）

## 第1章 計画策定の目的と位置付け

### 1 計画策定の目的

本町では、人口減少や少子高齢化の進行、社会的ニーズや産業構造等の変化に伴い、長期にわたり使用されていない住宅や建築物等が増加しており、その中には、適切な維持管理が行われず、周辺的生活環境に悪影響を与えている空家等があります。

このような中、国は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）を制定し、平成27年5月に全面施行され、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即した「空家等対策計画」を定めることができるとされたところでもあります。

本町でも、法に基づき、今後の空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、本計画を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

この計画は、法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」であり、法第5条に規定する国の基本指針に即して策定する計画です。

### 3 計画期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、状況等の変化により計画の見直しの必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととします。

### 4 計画の対象地区

空家等対策の対象地区は、空家等が町内全域に散見されていることから、町内全域とします。

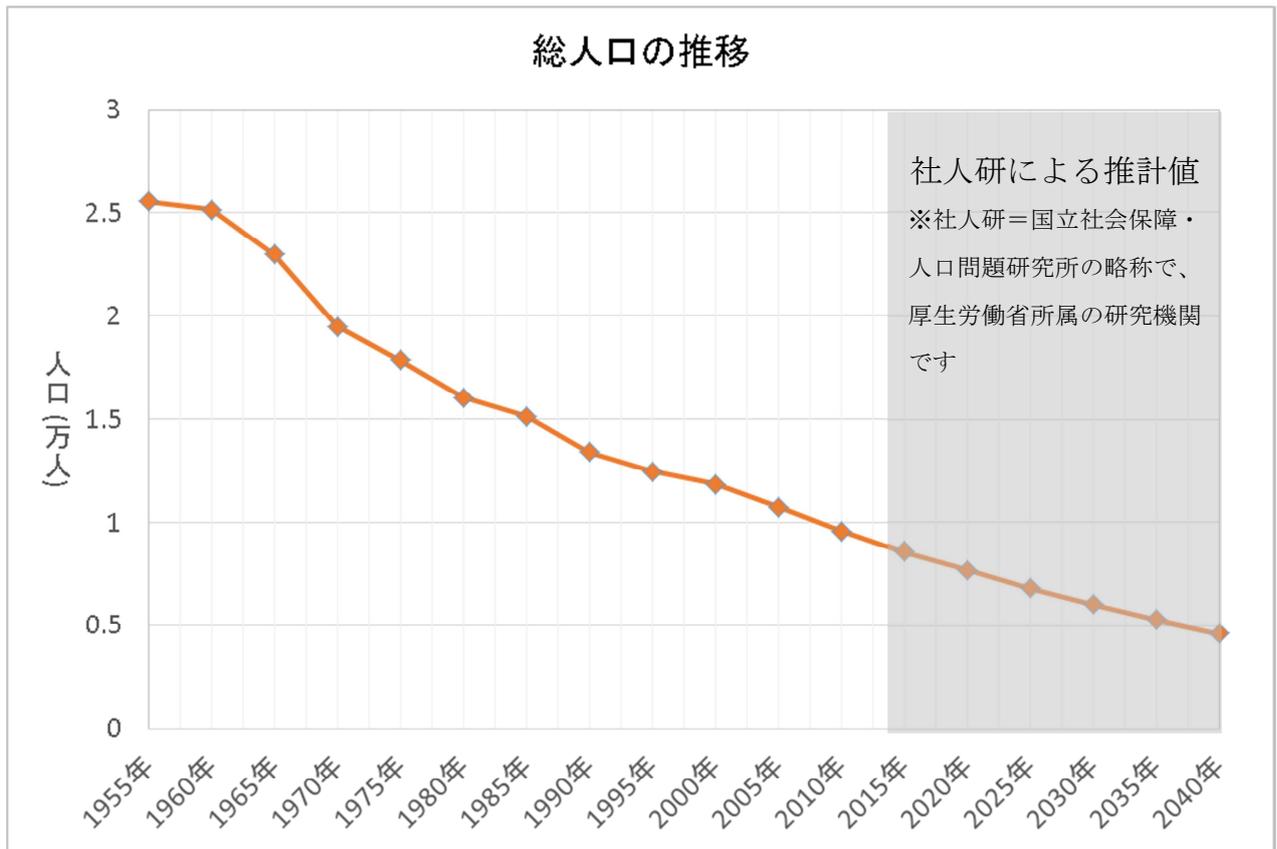
## 第2章 空家等の現状と課題

### 1 空家等の現状

#### (1) 人口と世帯数の推移

せたな町の総人口は、昭和30(1955)年の25,552人をピークに減少の一途をたどっており、平成22(2010)年には9,590人と1万人を切りました。平成27(2015)年の国勢調査(速報)では、人口8,471人、世帯数3,850世帯、1世帯あたりの人員は2.2人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計値(平成25年3月発表)によると、平成52(2040)年には4,615人程度になるとされています。



【資料：せたな町人口ビジョン】

【表1 人口と世帯数の推移】

	S55年 (1980)	S60年 (1985)	H2年 (1990)	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)
人口	16,051	15,144	13,387	12,441	11,842	10,748	9,590	8,471
世帯数	—	4,863	4,682	4,589	4,595	4,436	4,169	3,850

【資料：各年国勢調査】

## (2) 空家等の現状

せたな町では、平成26年まで空家等を把握する調査等は行ってきておりませんでしたので、過去の空家数の把握や現状との比較ができない状況であります。

少子高齢化による人口減少が顕著になってきたころから、少しずつ空家等が増え、現状に至ったと推測されます。

## 2 空家等の調査

### (1) 調査の実施と結果

#### ①初回調査

- ・調査時期：平成26年5月～11月末
- ・調査方法：役場職員数名による簡易な外観目視調査及び近隣等聞き取り調査

- ・調査結果：町全体空家軒数 418 軒（北檜山区 164 軒、大成区 215 軒、瀬棚区 39 軒）
- ・調査報告：平成 27 年 3 月、第 1 回せたな町議会定例会で行政報告

②第 2 次調査

- ・調査時期：平成 27 年 12 月～平成 28 年 3 月末
- ・調査方法：役場職員 1 名による外観撮影を含む詳細調査及び近隣等聴き取り調査
- ・調査結果：町全体空家軒数 578 軒（北檜山区 207 軒、大成区 254 軒、瀬棚区 117 軒）
- ・調査報告：平成 28 年 5 月、第 2 回せたな町議会総務厚生常任委員会で報告

【表 2 第 2 次調査結果内訳】

行政区ごとの内訳						
No.	北檜山区		大成区		瀬棚区	
1	新町	9	太田	8	本町1区	6
2	緑町	11	富磯	17	本町2区	8
3	元町	6	上浦	23	本町3区	8
4	本町	9	みやこの丘	1	本町4区	9
5	中央町	5	みやこ	3	本町5区	9
6	寿町	19	都本通	12	本町6区	6
7	兜野	3	都いさり火	10	本町7区	6
8	紅神恵	3	都第5	11	本町8区	6
9	共和	7	本陣	33	本町9区	3
10	太櫓	8	西部	18	本町10区	2
11	新成	22	東部	35	北島歌2区	8
12	徳島	5	花歌	13	北島歌1区	4
13	丹羽	23	宮野	28	島歌3区	7
14	豊岡	9	平浜	16	島歌2区	0
15	愛知	7	貝取潤	16	島歌1区	5
16	長淵	3	長磯	10	元浦4区	4
17	栄	2			元浦3区	0
18	栄石	1			元浦2区	3
19	雲内	3			元浦1区	5
20	濁川	3			西大里1区	0
21	下若松	4			西大里2区	1
22	若松	21			西大里3区	0
23	上若松	0			東大里1・3区	0
24	小川	4			東大里2区	0
25	二俣	9			三本杉	7
26	富里	3			共和	7
27	小倉山	7			南川	3
28	松岡	1				
	計	207		254		117

## (2) 調査結果の記録と更新

本調査結果の記録については、紙台帳と空家等管理システム上に保存し、法第 11 条に規定するデータベースとして整備します。

また、空家等の発生に関する情報収集を進め、法第 10 条に規定される固定資産税の課税情報等を活用できるよう内部連携を強化し、随時、データベースの更新に努めることとします。

## 3 空家等の課題

### (1) 所有者としての当事者意識の希薄さ

空家等調査を実施した結果、1年以上の長期間にわたって放置されている管理不全な空家が散見されました。聴き取り調査や空家バンク等の登録手続きの中で、相続や登記等の内容が把握されていないケースも多くあり、所有者であるという意識が低いことが見えてきました。

また、所有者が既に町内に住んでおらず、現況を把握することが難しいケースもありました。

まずはこのような方々に所有者としての当事者意識を持っていただけるよう、情報提供や当事者意識の醸成を図っていく必要があります。

### (2) 所有者の経済的事業

倒壊等の危険性がある空家等であっても、それらは個人の財産であり、所有者等が責任を持って管理しなければなりません。しかし、所有者等が置かれている状況は様々であり、除却（解体）費用を負担することが困難な所有者等もいます。

所有者の自発的な除却（解体）を促進するためには、除却工事に係る費用の一部を補助する施策の検討を進めていく必要があります。

## 第3章 空家等の対策に係る具体の取組み

### 1 空家等の発生抑制

今後も空家等の増加が予想されることから、現に存在する空家等への対策だけでなく、新たな空家等の発生を未然に防ぐことが必要となってきます。

町広報紙、町ホームページ等を通して、町内の居住中の所有者等に対し、管理責任意識を高めるとともに、意識の向上に向けた啓発活動を実施していきます。

### 2 空家等の有効活用の促進

#### (1) 空き家バンク制度の活用

##### ①制度の概要

平成 28 年 7 月に開始した制度で、現在、空家となっている利活用可能な建物を所有する方の売却・賃貸に係る希望条件等を登録してもらい、一方、町内の空家等の建物を購入・賃貸したい方の条件等を登録してもらい、そのマッチングをする制度です。

## ②登録・情報提供方法

町ホームページに双方の登録に係る申請書等を掲載します。  
登録物件の売却・賃貸条件、写真や間取りなどを掲載します。

## (2) 移住定住促進住宅奨励金の活用

### ①制度の概要

せたな町内に住宅を建設する者又は住宅を購入する者に対し、奨励金を交付することにより、住宅の建設を誘発し、また、人口減少等による空家対策の一助として、移住化・定住化の促進と地域経済の活性化を図ることを目的とする制度です。

### ②対象者・奨励金額

せたな町内に自らの居住の用に供する住宅を購入する者に 20 万円を交付します。

## (3) 国等によるリフォーム制度の周知

空家等の改修、利活用に有用な補助制度等が創設された場合の周知に努めます。

## 3 管理不全な空家等の防止・解消

管理不全な空家等に対しては除却を進めます。空家等の所有者がその除却をスムーズに進められるよう、必要な経済的支援策の実施に努めます。

法第 2 条では、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」を「特定空家等」と定義されており、その除却については優先して進められるよう支援します。

公共施設については、適切な維持、更新、集約化、廃止などを計画的に進めます。

## 4 実施体制及び連携の強化

主管課はまちづくり推進課となり、せたな町空家等対策協議会を主たる協議の場とします。

また、空家等に係る問題は、倒壊等の危険性などのほか、生活環境、防災、防犯など多くの問題が関係してくることから、町の関係課等が連携して対応していきます。

公有の空き施設等については、せたな町公共施設等総合管理計画に沿って、適宜解体、転用等を推進していきます。

## 第 4 章 達成目標

指標	目標値
1 空家等の除却（解体）件数	計画期間内（平成 29～33 年度）で 50 件 （年間 10 件×5 年）
2 空家等の利活用	計画期間内（平成 29～33 年度）で 25 件 （年間 5 件×5 年）
3 空家等のデータベースの更新	年に 1 回以上の現況調査を実施し、空家等の戸数の把握をする

# 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の概要

## 背景

公布日：平成 26 年 11 月 27 日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1 条）

参考：現在、空家は全国約 820 万戸（平成 25 年）、401 の自治体が空家条例を制定（平成 26 年 10 月）

## 定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2 条 1 項）
- 「特定空家等」とは、
  - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - ③ 適切な管理が行われないうちに著しく景観を損なっている状態
  - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2 条 2 項）

### 空家等

- ・ 市町村による空家等対策計画の策定
- ・ 空家等の所在や所有者の調査
- ・ 固定資産税情報の内部利用等
- ・ データベースの整備等
- ・ 適切な管理の促進、有効活用

### 特定空家等

- ・ 措置の実施のための立入調査
- ・ 指導→勧告→命令→代執行の措置

## 施策の概要

### 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5 条）
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6 条）・協議会を設置（7 条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8 条）

### 空家等についての情報収集

- 市町村長は、
  - ・ 法律で規定する限度において、空家等への調査（9 条）
  - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10 条） 等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11 条）

### 空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13 条）

### 特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14 条）

### 財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15 条 1 項）。

このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15 条 2 項）。

施行日：平成 27 年 2 月 26 日（※関連の規定は平成 27 年 5 月 26 日）

# 空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日法律第百二十七号)

## (目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

## (空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

## (市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

## (基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実

施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うた

めの協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされている

もののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に

係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

1 3 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。